

私立幼稚園等

保護者のみなさんへ

京田辺市 保育幼稚園課長

副食材料費の補助に際しての申請について

平素は、本市教育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和元年10月より実施の幼児教育・保育無償化に関連し、京田辺市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けて、子ども・子育て支援新制度に未移行の私立幼稚園を利用されている世帯のうち、

条件①保護者の市町村民税所得割額(税額控除前)の合算額が77,101円未満。

条件②幼稚園に通園している子どもが、小学3年生以下の子どもから数えて第3子以降。

条件③市町村民税を課税されない世帯に準ずる取り扱いを受けている。

前記3点のいずれかに該当する世帯につきましては、園で提供される給食にかかる費用の一部への補助を行います。

補助にあたっては申請が必要となりますので、下記のとおり申請書類を提出いただきますようお願いします。

記

1. 提出書類

①京田辺市副食材料費の施設による徴収に係る補足給付支給申請書

市HPリンク「京たなべ de 子育て」よりダウンロードの上、印刷して使用してください。インターネット環境が無い等の場合は下記問合せ先までご連絡ください。

②幼稚園より発行の副食材料費にかかる領収書等(申請する月分)

③対象となる児童の保護者が令和6年1月1日、または令和7年1月1日時点で京田辺市に住民票が無かった場合、別途必要書類があります。詳しくは、下記問合せ先までご連絡ください。

2. 提出期限・提出先

令和8年3月2日（月）から令和8年4月10日（金）まで

京田辺市役所2階保育幼稚園課へ直接提出してください。

※年度内に支給上限が変更になる場合がありますので上記期間に提出してください。

3. 無償となる費用

子ども・子育て支援新制度未移行園での給食の提供にかかった費用の内、副食(おかず・おやつ等)の材料費(月額4,800円と上限とする。)

4. 問合せ先

保育幼稚園課 電話番号 0774-63-1310